

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	計量証明事業者の登録の取消し等	根拠条項	第113条				
処 分 基 準	○計量証明事業者が下記の各号のいずれかに該当するときは、その登録又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。						
	一 法第62条第1項又は法第116条の規定に違反したとき。						
	二 法第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。						
	三 法第110条第2項又は第111条の規定による命令に違反したとき。						
	四 法第110条第1項の規定による届け出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。						
	五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正行為をしたとき。						
六 不正の手段により第107条の登録を受けたとき。							
対応	① 聴聞の実施	処理	くらしの安全安心課	交付	くらしの安全安心課	目次	
区分	2 弁明の機会の付与	機関		機関		NO	10